

令和2年4月27日

保護者各位

江東区こども未来部

日頃より江東区の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
国の緊急事態宣言、ならびに東京都の要請にもとづき、江東区では、4月13日から5月6日の期間において、お子さまが登園されている園を原則として臨時休園とさせていただいております。緊急事態宣言の解除や期間延長については、今後国において判断される予定ですが、引き続きお子さまの感染拡大防止を図る必要があるとの考えから、本区においては、5月7日以降の対応を下記のとおりとさせていただきます。

保護者の皆様には、引き続き多大なご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 認可保育園の「臨時休園」期間を令和2年5月31日まで延長いたします。

- 2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、引き続き、お子さまが登園されている園にて「特別保育」を実施いたします。なお、保護者の方のいずれかが在宅する場合、原則として登園はお控えください。

<特別保育の申込方法>

別紙「特別保育申込書」に必要事項を記載の上、5月1日までに園にご提出ください。1日までのご提出が難しい場合は園にご相談ください。

3 その他

○臨時休園期間の延長に伴い、5月7日以降も保育園の利用のない日の保育料につきましても日割り計算により減額します。また、日割り計算につきましては、特別保育申込書に記載の利用希望日に基づき算定いたします。4月分の特別保育申込書において、5月1日・2日分の利用希望日のご提出をいただきましたが、月額保育料減額分を算定するため、改めて5月1日・2日分を含めて記載の上ご提出をお願いいたします。5月分の保育料算定にあたっては、こちらの用紙を使用して算出させていただきます。保育料に関しましては一旦、通常通りお支払いいただき、別途還付の処理を行う予定です。手続き等につきましては詳細が決まり次第、ご案内いたします。

○特別保育の利用者がいない日は閉園となります。園と緊急に連絡をとる必要が生じた場合は、園からお知らせしている緊急連絡先にご連絡ください。

○保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスに罹患した場合及び地域で感染が拡大している場合には、特別保育を中止させていただくことがあります。

状況の変化により、上記対応が変更となる場合がありますが、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

- | | | | |
|------------------|----------|--------------|--------------|
| ○運営に関すること（公設公営園） | 保育課保育管理係 | 電話：3647-9094 | |
| | （上記以外の園） | 保育計画課運営指導係 | 電話：3647-9503 |
| ○保育料に関すること | 保育課入園係 | 電話：3647-4934 | |